

学校いじめ防止基本方針

青森県立三戸高等学校

も く じ

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	p 1
2 いじめの定義	p 2
3 校内体制について	p 3
4 いじめの未然防止について	p 4
5 いじめの早期発見について	p 7
6 いじめ解決に向けた対応について	p 10
7 いじめの解消について	p 14
8 重大事態の対応について	p 15
9 評価	p 16

1 いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員は生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。本校では、『高きを仰ぎ 広きを知り 深きを探る』の綱領のもとに、社会から安心と尊敬と信頼される人物を育成するものとする。

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止対策は、全ての生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護・救済し、安全・安心を保証することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(定義)

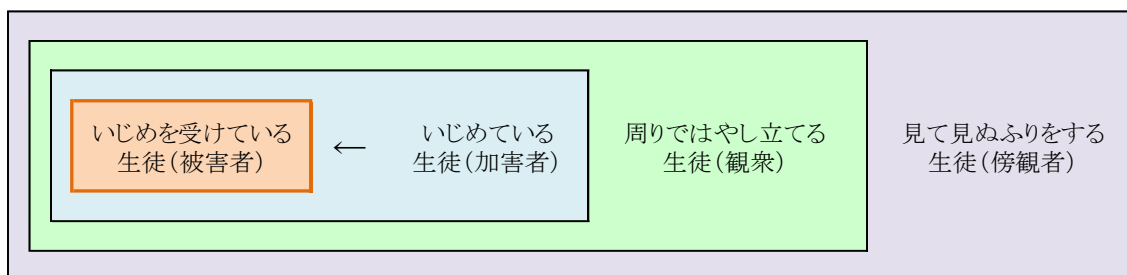
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等は一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第1章 総則より抜粋

- (1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。
- (2) いじめの認知は、いじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
- (5) いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し、教員の指導なしに良好な関係を再び築くことができた場合等においては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、この場合も組織として情報を共有することは必要である。
- (6) いじめの具体的な態様には、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや、携帯電話・スマートフォン等（以下スマートフォン等）で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応することが必要である。

いじめの構造

いじめは、単に、いじめを行う生徒とじめを受ける生徒との関係だけで捉えることはできない。
いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、どのような特質があるかを十分に認識し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期対応に的確に取り組む必要がある。

以下の①～⑦は、いじめ問題について教職員が持つべき基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 校内体制について

いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップの下に学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的・開発的な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置する。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

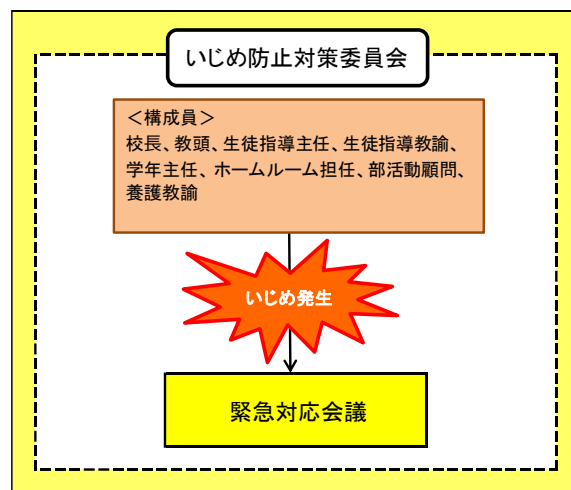
(1) 組織名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導教諭、学年主任、ホームルーム担任、部活動顧問、養護教諭らをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

- ・ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し対応する。
- ・ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告する。

いじめ防止対策委員会組織図



(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ いじめ防止基本方針の見直し

4 いじめの未然防止について

1 いじめ防止のための基本認識

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒は以下のような基本的な認識が必要である。

- ① いじめはどの学校にもどの生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 「いじめられる側にも問題がある」という見方・考え方は、誤っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

保護者集会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 生徒のパソコンやスマートフォン・タブレット等（以下、スマートフォン等）を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォン等を持たせる必要性について、家族間で共通認識を図ること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン等特有のトラブルに巻き込まれやすいという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭においては、メール等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づいたら躊躇なく問いかけ、速やかに学校や警察に相談すること。

情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント

インターネットの性質による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの性質を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、回収・削除が困難なこと。



【生徒の心理】

匿名で書き込みができるなら……
自分だとわからなければ……
誰にも気づかれずに、見られていないから……
あの子がやっているなら……
動画共有サイトで目立ちたい……

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 誹謗中傷等の書き込みや画像の削除や迷惑メールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

誹謗中傷等の書き込みや画像は

被害の拡大を防ぐために、専門機関等（違法・有害情報相談センター、法務省人権相談センター、警察等）に相談し、書き込み等の削除を迅速に依頼する必要がある。

※学校非公式サイト上の削除も同様。ただし、すべて削除ができるとは限らない。

〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名での書き込みはできるが、書き込みを行った個人は特定されること。
- ・書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪として扱われること。

いじめに関与するメールの対応は

〈指導のポイント〉

- ① 自分や他者を誹謗中傷する内容のメールや画像・動画などは、削除せずに保存する。
- ② 学校や警察に相談する。
- ③ 自ら送信・拡散した場合、自分が加害者となるので、第三者に送信・拡散したり、SNS等にアップロードしたりしない。

4 ネットいじめについて

「ネットいじめ」とは、パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を、ソーシャル・ネットワーク・サービス（以下SNS）、不特定多数の利用者が書き込み・閲覧できるウェブサイトの掲示板などに書き込んだり、電子メールを送ったりする方法によるいじめのことである。

インターネットの性質による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メール等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや拡散の防止、投稿内容の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法令違反などに当たると考えられる場合には、警察等の機関と連携して対応していくことが必要である。

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがどのようにスマートフォンやインターネットを使っているか、保護者とともに調査することも必要である。

トラブルの事例

■ SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、B君の悪口を投稿した。それをC君がコピーして投稿し、B君の知るところとなった。その後、A君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。

■ 動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子はスマートフォンで撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。

■ メールでのいじめ

■ チェーンメールでのいじめ

■ 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

特殊性による危険

- ◆ 画像を含め個人情報、加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆ スマートフォンの設定によっては、画像を撮影した位置情報や映り込んだ事物等によって、自宅や居場所等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

- ◆ 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者にとっては周囲の者全てが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- ◆ 一度流出した個人情報は、回収・削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、不正利用されたりする危険性がある。

5 いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期に発見するためには、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われるため発見が難しく、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない資質を向上させることが求められる。

また、教職員の間で生徒に関わる情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員がいじめに気づく力を高めるためには

① 生徒の立場に立つ

生徒一人一人を人格のある人間として向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権を尊重する意識を高め、生徒の言葉を受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめを受けている生徒を守るという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 いじめの様態 》

《 刑法上の分類 》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる……………▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視（※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……………▶暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……………▶暴行、傷害
- オ 金品をたかられる……………▶恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……………▶窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……………▶強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる……………▶名誉毀損、侮辱

3 いじめが見えにくいのはなぜか。

○いじめは見えないところで行われる

いじめは目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。

- ① 無視やメール・ネットなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、加害者なのに被害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

○いじめを受けている本人からの訴えは少ない

いじめを受けている生徒には、①保護者に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、⑤いじめを受けていることを相談することが恥ずかしいなどといった心理が働くことがある。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

学校では、ネット上でいじめを受けている兆候はほとんど見えない。家庭で「メール等の通知があっても見ようとしない」などの兆候があれば、いじめを受けている可能性があることを保護者に伝え、いじめを受けていることが疑われる場合は速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

4 早期発見のための手だて

普段から教職員が生徒に目配りをし、声がけをすることで、生徒と保護者がいじめ等について相談しやすい雰囲気・関係が築かれる。

また、生徒・保護者からの些細な情報にも対応し、教員間で共有することが大切である。

① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。教職員が生徒と共に過ごす機会を設けることは、いじめの発見に効果がある。

② 観察の視点

子供の成長の発達段階からみると、小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。どのようにその時期を過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、ホームルーム内にどのようなグループがあり、グループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たることが必要である。

③ 教育相談

日常生活の中での教職員の声がけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。全校生徒を対象とした教育相談週間として、生徒指導部や各学年の教員が協力して生徒の相談窓口を開設する。

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

④ いじめ実態調査アンケート

アンケートは、基本的に各学期に1回実施するが、必要に応じて随時実施する。実施方法については、その場で記入することが難しいことも考えられるので、記名、持ち帰り、デジタル等、状況に応じて実施する。

5 相談しやすい環境づくりに必要なこと

いじめについて生徒が教職員や保護者へ相談するのには勇気がいる。教職員は、相談をする生徒が「チクった（相談した、密告した、など）」と言われ、いじめの対象になる、さらにいじめを受けるおそれがあることを認識し、対応について細心の注意を払わなければならない。その対応の仕方によっては、生徒・保護者が教職員に対して不信感を持ち、問題が複雑化することが考えられる。

①本人からの訴えには

○心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や面談室等、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、ホームルーム担任や教育相談担当教員を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの生徒からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく相談したね。」とその勇氣ある行動を認め、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。ただし、必要に応じて情報提供者の承諾を得て、情報の発信元を関係者に共有する場合があることを伝える。

③保護者と連携して生徒を見守る

○保護者がいじめに気づいた時に、速やかに学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておくことが必要である。

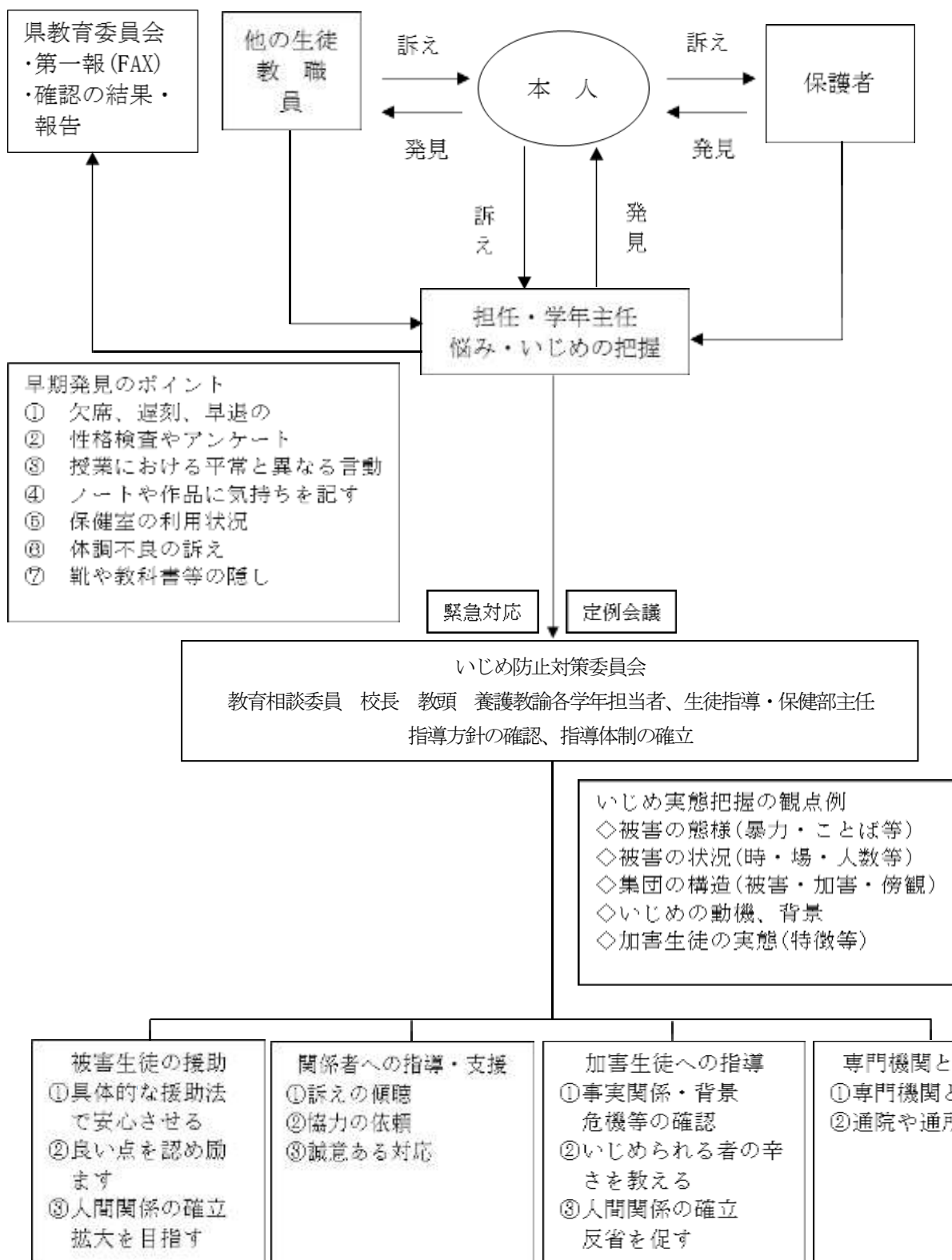
○生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちに配慮して接することが大切である。

○PTA集会、学年PTAなどの保護者集会で、「何かあれば担任に気軽に相談してください」、「ホームルーム担任に相談しづらい場合には、直接、校長・教頭や学年主任に気軽に相談してください」と校長・教頭や生活指導部長、学年主任、ホームルーム担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。

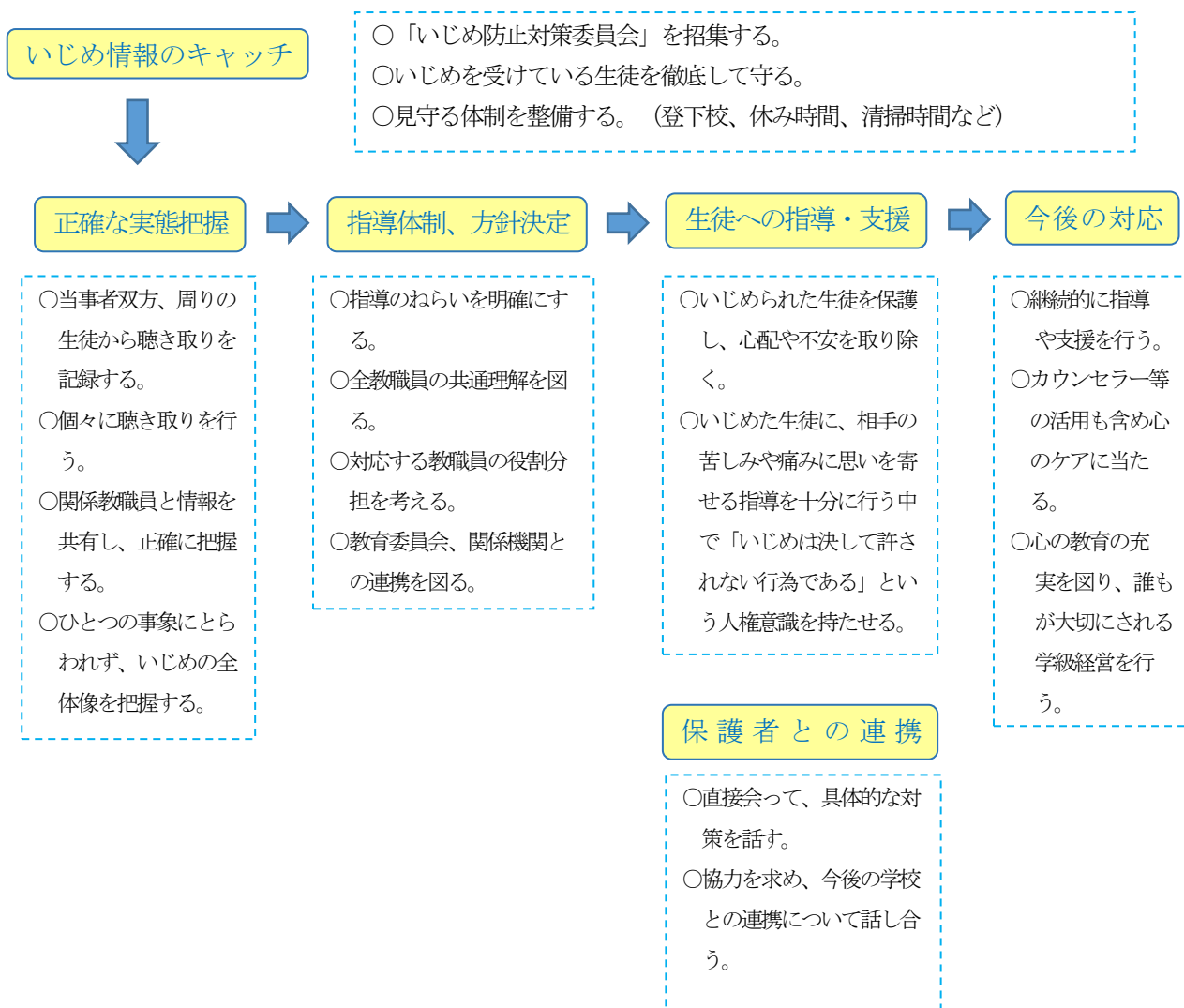
6 いじめ解決に向けた対応について

いじめの兆候を発見したときは、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向け、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

早期発見と指導体制

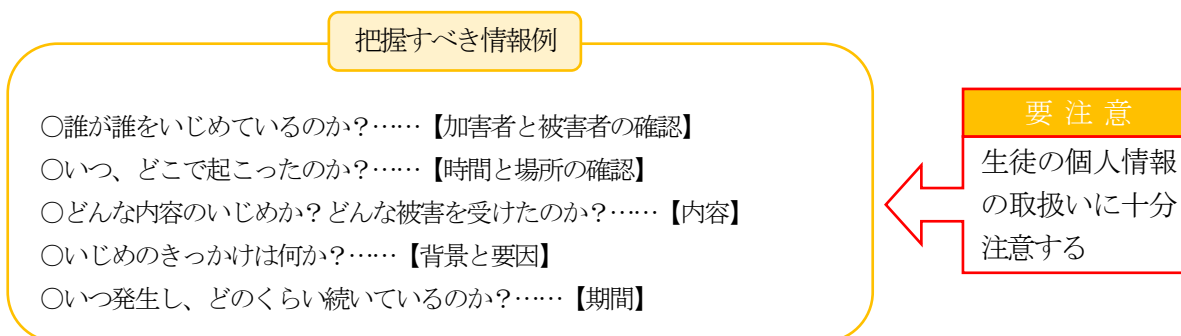


1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、その行為を止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、ただちにホームルーム担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。



(1) いじめを受けた生徒への対応

生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで生徒の心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ち、不安を共感的に受け止める。
- 継続的に家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から
不信感を持たれる教職員の言葉

- お子さんにも悪いところがあるようです。
- 家庭での甘やかしが問題です。
- クラスにはいじめはありません。
- どこかに相談に行かれてはどうですか。

(2) いじめた生徒への対応

生徒に対して

- いじめの事実の他、気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることを伝え、いじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめを受けた生徒・保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連絡がないために、保護者から発せられた言葉の例

- いじめられる理由があるのだろう。
- 学校側がきちんと指導していれば……。
- ここまで深刻になる前に、どうして連絡してくれなかったのか。

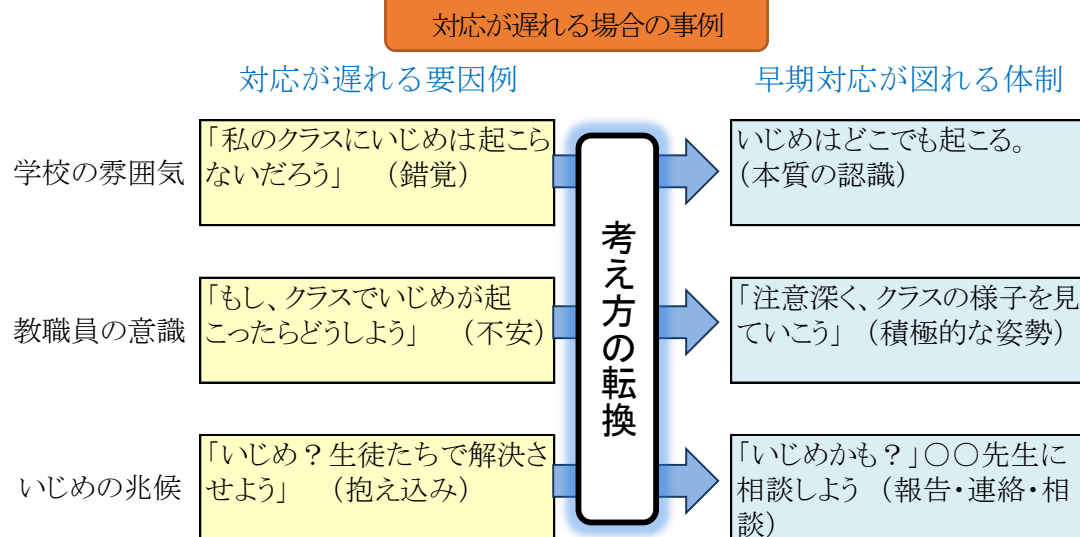
(3) 周りの生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、ホームルーム及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、ホームルーム・学年・学校全体に示す。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめを受けた生徒が持つ良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめを受けた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのないホームルームづくりへの取組を強化する。

(5) 迅速に対応するために



(6) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめを行った生徒の背景として、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、三戸地方教育研究所や福祉事務所、民生委員・児童相談所等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

(7) 出席停止・転学退学措置について

日頃から、生徒に対して、きめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部が連携し、学校長の判断で出席停止等の懲戒処分を検討する必要がある。出席停止の制度は、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめを行った生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめを受けた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し退学処分を検討することも認められている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが出来る。ただし体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第13条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

①懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

②前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者。

(4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。

③第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

7 いじめの解消について

いじめが解消されたとする要件は次の2つを満たすことである。

- ① いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

8 重大事態の対応について

重大事態とは

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」第5章 重大事態への対処より抜粋

【重大事態の意味】

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと
して報告、調査等に当たる。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

(1) いじめ防止対策推進法における「重大事態」への対処



<報告事項>

- ① 被害児童生徒の氏名・学年・性別
- ② 欠席期間・その他自動生徒の状況
- ③ 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

(2) 調査組織の設置

- 事案が重大事態であると判断したとき、事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- 学校の設置者が、調査組織や調査組織の構成員を決定する。この際、専門的知識及び経験を有する学校外の専門家の参加に努める。

〈組織構成員とは〉

弁護士、精神科医、学識経験者（教員経験者、生徒指導に関する学識経験者）、心理や福祉の専門家等の専門家的知識及び経験を有する者（相談業務に従事している関係機関の専門家）であり、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努めることが求められる。

〈三戸高校における組織委員〉

いじめ防止対策委員と同様とする。構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導教諭、学年主任、担任、部活動顧問、養護教諭

9 評 価

・取組み状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、上記のように年2回の会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

また、学校評価にいじめに関する評価項目を位置づけ、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善を図る。

参考資料

- ・担任としてホームルーム経営を見直すチェックリスト
- ・いじめを早期に発見するポイント